

○泉崎村私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成4年1月8日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、泉崎村が行う私立幼稚園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象及び補助額等)

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、泉崎村は、表に定める範囲内において補助を行うものとする。

表

対象世帯及び補助金額 (年額) 単位：円

区分	園児1人当たりの補助限度額 (年額)		
	(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
I 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
II 当該年度に納付すべき村民税が非課税となる世帯、又は当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯 (同上 ひとり親世帯等)	272,000円	308,000円	
III 当該年度に納付すべき村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯 (同上 ひとり親世帯等)	187,000円	247,000円	308,000円
IV 当該年度に納付すべき村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円

<ひとり親について>

ひとり親世帯等とは、ひとり親及び生計を同一とする世帯員に（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金のいずれかを受けている。）在宅障害者のいる世帯である。

（注）ひとり親世帯等の国庫補助限度額については、第Ⅱ階層「市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む。）」は第1子から308,000円とし、第Ⅲ階層（市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯）は第1子272,000円、第2子以降308,000円とする。なお、ひとり親世帯等とは保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とする。

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の至急に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他、村長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

<第2子以降の優遇措置について>

多子世帯の負担軽減の対象となる園児の兄姉に係る適用条件について多子世帯の負担軽減に関しては、小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。兄・姉が就学前児童である場合、第2子以降の優遇措置の対象となる者は、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する園児となる。なお、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する兄・姉を有する園

児の判断にあたっては、本村において交付される受給者証の確認をもって算定の対象とする。兄・姉が小学校1～3年生の就学年齢である場合、就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合であっても、小学校1年生～3年生に兄・姉を有する園児とみなし、第2子以降の優遇措置の対象とする。なお、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。小学校3年生までに双子若しくは三つ子以上の兄・姉を有する園児については、第3子以降扱い（双子を第1子・第2子扱い、三つ子を第1子・第2子・第3子扱い等）とする。

（注）第Ⅲ階層以下の世帯における多子計算について多子世帯の負担軽減においては、小学校3年生以下の兄・姉を対象範囲とする年齢制限を設ける。ただし、第Ⅲ階層以下の世帯（市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯）については、多子計算の算定対象の年齢制限を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とする。この場合の多子計算の算定対象となる範囲は、保護者と生計を一にする者※1「①保護者に監護される者※2（未成年）、②保護者に監護されていた者※2（①が成年に達した場合）及び保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く。）」とする（兄・姉等の就学状況（就学前の場合にあっては就園状況）に関わらず算定の対象となる。）。

※1 生計を一にする

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」として取り扱います。保護者と同一の家屋に起居しているような場合は、明らかに「生計を一にする」と認められない事情があるときを除き、「生計を一にする」ものとして取り扱う。また、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第1号等に規定する児童手当の支給要件児童に係る「生計を同じくする」や地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第①項第8号に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義。他の法令において、「生計を一にする」ことが要件とされており、当該認定がされている場合については、本制度においても同様に「生計を一にする」とする。

※2 監護される者・監護されていた者

保護者に監護される者とは、保護者が現に監護する未成年であり、監護されていた者とは、未成年であった時に、保護者が現に監護していた者をいい、保護者の子供が成長し、成年に達した場合を想定する。保護者の実子や養子である場合のほか、両親を亡くした子供を祖父母やおじ、おばが保護者として監護しており、成年に達した場合も該当する。

<補助金額について>

- ・補助金額は、当該年度に幼稚園に納めた入園料・保育料の金額の範囲内で算定する。
- ・中途入園や退園、休園、市外への転入・転出がある場合は、月割計算する。
- ・2人以上就園している場合は、1人目2人目それぞれに該当する額を交付する。

(注) 階層区分ごとの補助限度額等について

- ・世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- ・途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に実態に合わせて減額して適用する。

【入園料が発生している場合】 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

【入園料が発生していない場合】 上記の単価×(保育料の支払い月数)÷12(百円未満を四捨五入)

- ・保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
- ・市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- ・外国から帰国した場合等、居住している市町村の市町村民税が課税されない場合でも、所得を把握し、課税額の仮定計算をする。

<世帯区分の算定について>

- ・父母の収入等により、同居の祖父母等(世帯の最多収入者)を合算し算定する場合がある。
- ・所得控除後(ただし、住宅借入金等特別税額控除前及び寄附金税額控除のうちふるさと納税分適用前)の市町村民税所得割額が算定対象である。
- ・世帯は当該年度の6月30日現在の状況で算定する。(7月以降の入園児は、入園日時点)
- ・未申告の場合は、補助対象とならず申請前に申告が必要となる。
- ・当該年1月1日現在で海外にあり税証明等が提出できない場合は、勤務先で発行する給与証明書等の提出が必要となる。村民税を仮算定し、世帯区分を判定する。

第3条 補助金の申請手続

補助金を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書(別紙様式1)を原則6月30日までに村長に提出するものとする。その場合、事業計画書(別紙様式2)及び保育料等減免

措置に関する調書（別紙様式3）並びに徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類（園則など）も併せて提出するものとする。なお、保育料等減免措置に関する調書には、村が課税（非課税）状況の確認を行うので、村民税の課税（非課税）証明書の添付は必要としない。

第4条 補助金の決定等

- (1) 村長は、私立幼稚園の設置者の補助金申請書の内容を審査し、補助金の額を決定する。
- (2) (1)により補助金を決定した場合は、村長はその旨を私立幼稚園の設置者に通知するものとする。（別紙様式4）
- (3) 補助事業に変更が生じた場合は、私立幼稚園の設置者はその理由を付して直ちに村長に提出し、その承認を受けるものとする。（別紙様式1）ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができるものとする。

第5条 補助金の交付

- (1) 私立幼稚園の設置者は、助成対象事業が完了した場合は、3月30日までに速やかに補助金事業実績報告書（別紙様式5）を村長に提出するものとする。
- (2) 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免したことを明らかにした証拠書類（別紙様式6）を備えておかなければならない。
- (3) 泉崎村は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることがある。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日より適用する。

附 則（平成5年7月8日要綱第12号）

この要綱は、平成5年4月1日より適用する。

附 則（平成6年7月1日要綱第10号）

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年8月9日要綱第11号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月17日要綱第4号）

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年7月23日要綱第9号）

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月19日要綱第14号）

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年5月24日要綱第12号）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年7月8日訓令第23号）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年7月1日教委訓令第3号）

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年7月1日教委訓令第16号）

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月1日教委訓令第11号）

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月1日教委訓令第3号）

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月1日教委訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日教委訓令第4号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日教委訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月12日教委訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年8月17日教委訓令第7号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月9日教委訓令第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。